

納税者番号制度

1. 納税者番号制度とは、

納税者に広く番号を付与し、

(イ) 各種の取引に際して、納税者が取引の相手方(金融機関等)に番号を告知すること

(ロ) 納税申告書及び取引の相手方(金融機関等)が税務当局に提出すべき法定資料に番号を記載すること

を義務づけることによって、納税者に関する課税資料を、その番号をキーとしてマッチング(突き合わせ)して整理し、管理する方式である。

2. 諸外国においては、米国(年金番号方式)、北欧諸国(住民台帳方式)等において納税者番号制度が採用されている。

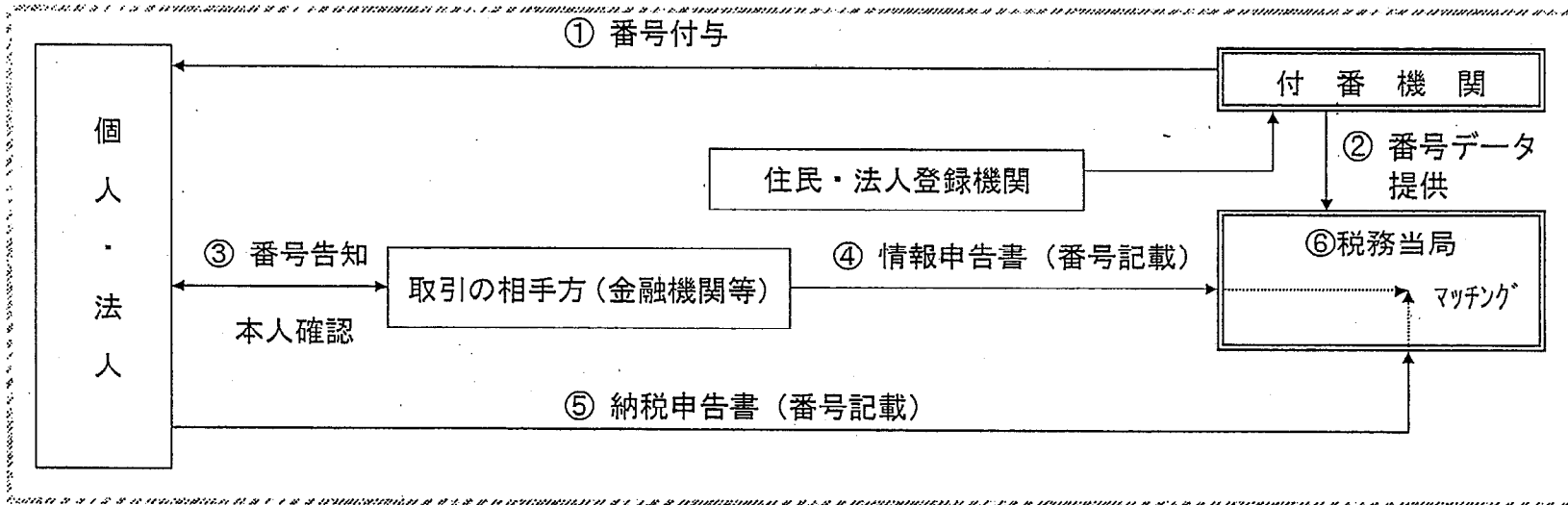
3. 番号制度の検討・準備状況

○ 社会保険庁：平成9年1月から、基礎年金番号が実施されている。

○ 総務省：平成11年8月、「住民基本台帳法の一部を改正する法律」が成立し、平成14年8月に住民基本台帳ネットワークの1次稼動が開始された。

また、平成14年12月に、住基ネットワークの用途拡大を含む「行政手続における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が成立した(平成15年2月施行)。

納税者番号制度の仕組み



- ① 個人及び法人は、付番機関から番号を付与される。
- ② 付番機関は、税務当局に番号、氏名等の情報を提供する。
- ③ 個人及び法人は、各種の取引（例えば、『金融機関等への口座の開設』、『債券の購入等』）を行う際、付与された番号を取引の相手方に告知する。
- ④ 金融機関等（取引の相手方）は、情報申告書（例えば『利子等の支払調書』、『株式等の譲渡の対価の支払調書』等）に、納税者の氏名等と合わせ番号を記載し、税務当局に提出する。
- ⑤ 納税者は、納税申告書等の提出書類に自己の番号を記載し、税務当局に提出する。
- ⑥ 税務当局は、
 - イ) 情報申告書を納税者ごとに名寄せ
 - ロ) 情報申告書と納税申告書の記載内容を突合（マッチング）
 - ハ) マッチングにより、納税申告書の内容が適正であるか否か確認（適正でない場合には調査等が行われる。）

納税者番号制度に関する税制調査会のこれまでの主な考え方

納税者番号制度

納税者に広く番号を付与し、

- イ) 各種の取引に際して納税者が取引の相手方(金融機関等)に番号を告知すること、
 - ロ) 納税申告書及び取引の相手方(金融機関等)が税務当局に提出すべき法定資料に番号を記載することを義務付けること、
- によって、納税者に関する課税資料をその番号をキーとしてマッチング(突合せ)して整理し、管理する方式。

納税者番号制度の検討の必要性

- ・ 適正公平な課税の実現
- ・ 税務行政の効率化・高度化
- ・ 総合課税や資産課税との関係
- ・ タックス・コンプライアンスの向上
- ・ 金融・証券税制の構築

納税者番号制度を巡る状況変化

- ・ 番号利用の一般化
- ・ 行政による全国一連の番号の整備
- ・ 国際化・電子化の進展

検討の方向性(～あるべき税制の構築に向けた基本方針(平成14年6月))

- 納税者番号制度については、資料情報制度のあり方など納税を支える他の諸制度のあり方とも併せ検討する必要。
- 今後、検討すべき課題(付番方式のあり方、導入に伴うコストと効果、プライバシー保護、経済取引への影響)
- 納税者番号制度についての国民の受け止め方や考え方を念頭に入れて、資料情報制度など納税を支える他の諸制度のあり方や金融・証券関係税制のあり方も踏まえ、その導入について今後積極的に検討。
- ◎ 制度の意義やその具体的活用の仕方、プライバシー保護の問題など様々な論点が残されているが、その導入に向け具体的な成案を得るべく早急に検討を開始する。

個人付番方式の比較

	「基礎年金番号」	「住民票コード」
根拠規定	・ 国民年金法施行規則(厚生省令)	・ 住民基本台帳法
付番機関	・ 社会保険庁	・ 市区町村 (都道府県又は全国センターにおいても管理)
付番対象者	・ 公的年金加入者等(外国人も含む)	・ 居住者(外国人を除く)
保有情報	・ 番号 + 氏名、生年月日、性別、住所、公的年金加入情報 (注)住所の変更は、本人の届出による	・ コード + 氏名、住所、性別、生年月日、付随情報(変更年月日、理由等)
他の行政機関に提供される情報	・ なし	・ コード + 氏名、住所、性別、生年月日、付随情報(変更年月日・理由等) (法律又は条例上明確に規定された事務に利用を限定)
番号カード	・ なし	・ 本人の申請により発行(平成15年8月より) (注)住民基本台帳カードの様式その他必要な事項は総務省令において規定
目的	・ 公的年金の制度運営の一層の適正化 未加入者問題への対応 供給調整の適正化 行政サービスの向上(年金相談・年金裁定)	・ 住民基本台帳事務の簡素化・効率化 (転入・転出事務等) ・ 国の行政機関等への情報提供 (法律又は条例上明確に規定された事務に利用を限定)
プライバシー保護規定	・ 行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律	・ 法律による厳格な保護措置
民間での利用	・ 加入者本人に他に利用されないよう注意喚起	・ 民間による利用を禁止
検討・実施状況	8年4月 システム・テスト ↓ 住所情報等収集 ↓ 広報 10月 付番対象者確認 12月 番号通知 9年1月 実施	8年3月 研究会最終報告 7月～10月 自治大臣懇談会 9年6月 住民基本台帳法の一部改正試案公表 10年3月 住民基本台帳法一部改正法案国会提出 11年6月 同法案、衆議院通過(附則一部修正) 8月 参議院において可決・成立 → 公布 14年8月 住民基本台帳ネットワーク1次稼働 12月 住基コードの利用提供可能事務の拡大(93事務⇒264事務)を規定する行政手続オンライン化整備法の成立

納税者番号として検討する場合の個人付番方式の比較

(平成 12 年 7 月 税制調査会「わが国税制の現状と課題

—21 世紀に向けた国民の参加と選択—」より抜粋)

	年金番号方式(基礎年金番号)	住民基本台帳方式(住民票コード)
メリ ット	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国民に受益を伴う行政分野で利用されているので、税務の分野での利用も比較的円滑に受け入れられるのではないか。 ○ 基礎年金番号の民間利用について規制はなく、納税者と相手方(金融機関等)との自己証明・本人確認の場面においても活用可能である。 (← 他方、民間における個人情報保護の問題について検討が必要。) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外国人を除く居住者すべてが対象であり、住所異動を正確に把握できる。 ○ 住民票コードについて法律上の根拠がある(住民基本台帳法で規定)。
デ メ リ ット	<ul style="list-style-type: none"> ● 年金非対象者等については自主申請とならざるを得ないことから全国民に自動的に付番することができず、二重付番、付番漏れが生じ得る(注)。 (← 公的年金制度に加入していない者についても、自主的に番号を取得することを促す仕組みを作ることなどによって番号制度の枠組みに取り込めるのではないか。) ● 基礎年金番号について法律上の根拠がない(厚生省令で規定)。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民票コードの民間利用が禁止されているため、納税者と相手方(金融機関等)との自己証明・本人確認の場面では活用できない。 ● 住民票コードについては、今後の整備、定着・活用の状況等に十分留意する必要があるのではないか。 (← 身近な市町村の住民票の記載事項であるため、受け入れやすいのではないか。)

(注) 基礎年金番号は、公的年金加入者等(外国人も含む)が対象であり、住所の変更は本人の届出による。